

事業報告書			
医療法人整理番号	02232		
報告期間	令和5年4月1日、 令和6年3月31日		
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人社団石見会		
分類①	社団（出資持分あり）		
分類②	その他		
分類③	基金制度不採用		
都道府県	広島県		
事務所の所在地	広島市東区		
市区町村	東山町1番9号		
町名・番地			
建物名	従たる事務所の記載はこちら		
(3) 設立認可年月日	平成12年3月2日		
(4) 設立登記年月日	平成12年3月10日		
(5) 理事長の氏名	姓	岩崎	
	名	昭治	
役員及び評議員の人数	4	理事長を含む人数を記載すること。	
役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(B) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		
(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。 全ての指定内容について記載しても差し支えない。 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）			

體操畢業生

[illegible]

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

該当事項なし

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

様式 2

法人名	医療法人社団石見会	※医療法人整理番号	2232
所在地	広島市東区東山町1番9号		

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	412,458 千円
2. 負 債 額	298,649 千円
3. 純 資 産 額	113,808 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	110,395
B 固 定 資 産	302,062
C 資 産 合 計 (A+B)	412,458
D 負 債 合 計	298,649
E 純 資 産 (C-D)	113,808

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借・ ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借・ ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団石見会
所在地 広島県広島市東区東山町1番9号

※医療法人整理番号 02232

貸借対照表
令和6年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	110,395	I 流動負債	86,343
現金及び預金	53,419	支払手形	
事業未収金	42,444	買掛金	1,028
有価証券	0	短期借入金	71,281
たな卸資産	655	未払金	10,466
前渡金	0	未払費用	
前払費用	3,024	未払法人税等	182
その他の流動資産	10,850	未払消費税等	391
		前受金	
		預り金	2,954
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	39
II 固定資産	302,062		
1 有形固定資産	207,381	II 固定負債	212,306
建物	206,128	医療機関債	
構築物		長期借入金	212,306
医療用器械備品	757	繰延税金負債	
その他の器械備品	495	その他引当金	
車両及び船舶		その他の固定負債	
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
2 無形固定資産	0	負債合計	298,649
借地権		純資産の部	
ソフトウェア		科目	金額
その他の無形固定資産		I 基金	
3 その他の資産	94,681	出資金	50,000
有価証券		II 積立金	
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		繰越利益積立金	63,808
その他長期貸付金		その他積立金	
役員等長期貸付金			
長期前払費用	932	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	93,749	繰延ヘッジ損益	
資産合計	412,458	純資産合計	113,808
		負債・純資産合計	412,458

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人社団石見会
所在地 広島県広島市東区東山町1番9号

医療法人整理番号 02232

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			269,842
2 事業費用			
(1) 事業費	360,679		
(2) 本部費			・ 360,679
本来業務事業損失			・ 90,837
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			・ 90,837
II 事業外収益			
受取利息	15		
その他の事業外収益	23,145		・ 23,160
III 事業外費用			
支払利息	2,638		
その他の事業外費用			・ 2,638
経常損失			・ 70,315
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益	8,000		・ 8,000
V 特別損失			
固定資産売却損			0
その他の特別損失			
税引前当期純損失			・ 62,315
法人税・住民税及び事業税	182		
法人税等調整額			・ 182
当期純損失			・ 62,497

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名	医療法人社団石見会	※医療法人整理番号	2232
所在地	広島県広島市東区東山町1番9号		

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				賃借料の支払	24,000	前払費用	2,000
				賃借料の支払	1,200	前払費用	100

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団石見会

理事長 岩崎 昭治 殿

私は、医療法人社団石見会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月22日

医療法人社団石見会

監事

(